

第8章 特定公園施設

国営公園の整備の促進等に財政投融资¹⁾資金を活用する制度（特定公園施設整備事業）が、昭和56年10月に創設された。

この特定公園施設整備事業により、住宅・都市整備公団が整備した御庭、南殿・番所、北殿、奉神門が本公園における特定公園施設である。

本章では、これらの施設に関連性の深い正殿を加えた御庭ゾーン全体の整備方針を示すとともに、各施設について展示計画、建築計画、設備計画等の基本的考え方をまとめた。

1. 計画の前提

1) ^{ウナー}御庭

(1)空間構成

正殿、北殿、南殿・番所、奉神門で囲まれた御庭と呼ばれる広場は、琉球王朝時代には様々な式典や儀式が行われた重要な空間であった。

冊封^{さっほう}（中国皇帝が琉球国王の地位を認知すること）の式典は、飾りつけが整い、諸官が参列する御庭で執取り行われて、さらに「冊封七宴」（41ページ）のうちの中秋の宴では、御庭に設けた舞台で組踊などが演じられている。また、城内の年中公事の一つである元旦の「朝拝御規式」^{ちようはいおきしき}や1月15日の「御拝の儀式」、10月の「上表渡の儀式」などの際にも御庭はこれらに深く関わっていた。

首里城の独特な平面形態として、御庭を取り囲む建物は必ずしも正面に向きあってなく、それぞれが角度を変えて相対している。その結果、御庭は正方形ではなく、台形状となっている。この微妙に変形した平面形態は、首里城の地形的制約の帰結として形成されたのか、あるいは古来の空間的特徴から生じたのかは不明であるが、それは結果として、中国の紫禁城などに代表される軸の通った配置とは異った空間構成となっている。

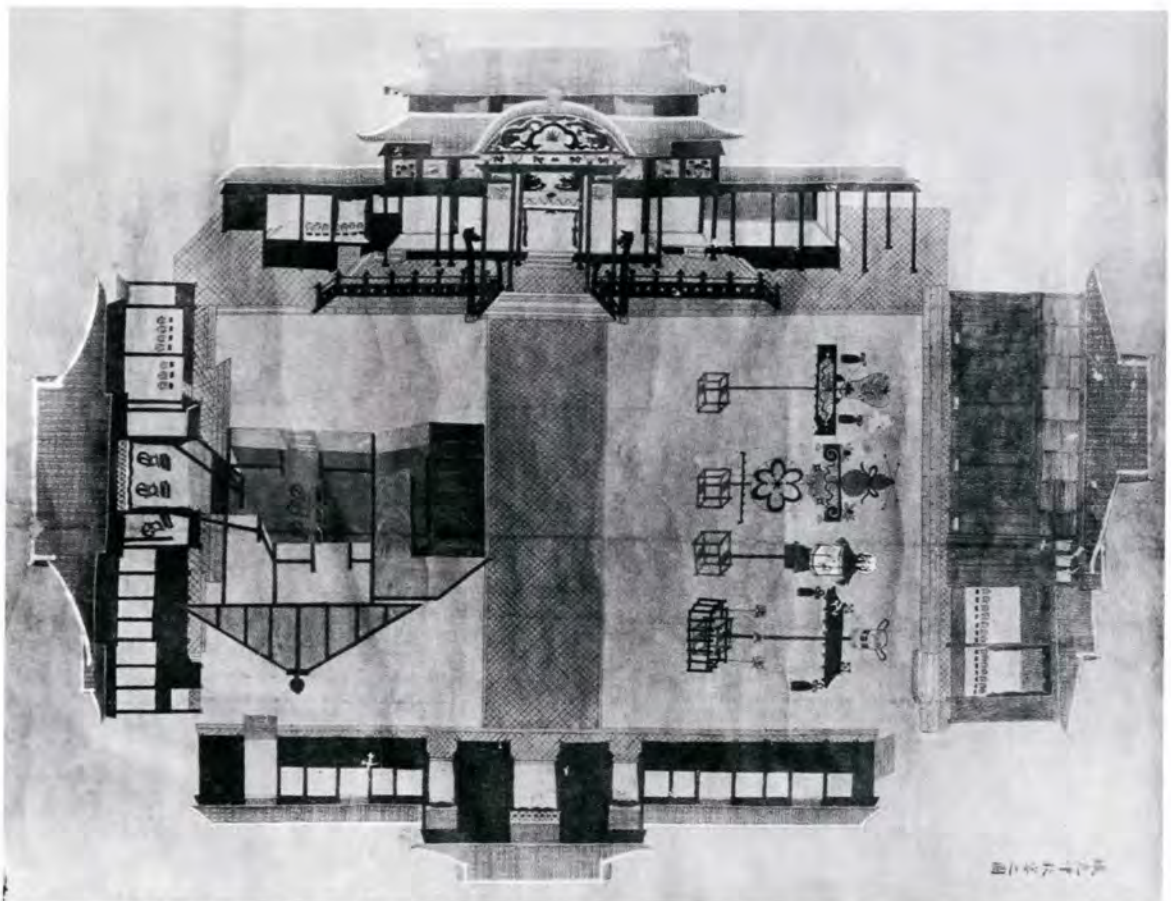


図-1 正殿前城元仲秋宴設営絵図 『沖縄文化の遺宝』

1) 国が一般会計とは別に財政資金を政府関係事業や民間企業に投資・融資すること。

2) 北 殿

(1) 構造・様式

『琉球建築』によると、身舎（建物の主な部分）は桁行（長手方向）11間、梁間（奥行き）4間、木造一重入母屋造、本瓦葺とある。付属建物（写真-1右側）の一部は一重二階、入母屋造、本瓦葺となっている。建物は石積基壇上に建ち、東西に細長く、正面中央部3間は御庭側に突出して玄関となっている。

外壁は豎板張目板打で丹塗りが施されていたとされ、開口部上部には霧除が付いている。内部は板張りで、中央部の広間をはさんで左右に田の字形に仕切られた部屋があり、天井には太い棹縁が用いられ、柱や梁には龍が描かれていた。北側の付属建物は、写真-1から判断すると屋根は寄棟で、腰窓が付いている。

身舎の妻飾には木連格子と鱈のついた懸魚（104ページ参照）がある。

(2) 王府時代の様子

『冠船之時御座構之図』〈冊封御規式之図〉に冊封使を迎えるにあたっての北殿の間取りや、使い方が図示されている。その中から大まかに次の点を読みとることができる。（図-1）

- ・中央の「高隔延薫こうようえんくんの間」で国王は冊封正使、副使をもてなしている。
- ・お茶、お酒を準備する部屋が西側にある。
- ・東側の1間は“付廂”とあり、身舎に取付いて増築した部分と想定する。
- ・同様に西側や北西側の用途不明な部屋（写真-1手前の低い屋根の建物）も増築した部分と考えられ、その時期については定かではない。

18世紀前半から後半にかけて作成されたと推定される〈正殿前城元設営絵図〉（資料編235ページ）には、東側と西側の部分はすでに描かれている。

- ・玄関には布製の飾りの“結彩”が掛けられ、正面窓には飾り付けが施されている。
- ・北側の空地に“此朱引葉竹垣”とあり、冊封の際には竹垣を設けたことがわかる。

(3) 考 察

『琉球建築』の記述と戦前の写真などから次のことが言える。

- ・王府時代に増築した東側と西側の部屋は明治後期以降に撤去されている。
- ・身舎の柱の配置や数は〈冊封御規式之図〉、〈仲秋宴之図〉とほぼ一致しており、構造に影響するような大幅な改修工事は行われていないことがわかる。
- ・柱は全て丸柱である。
- ・正面の階段は、明治前期の写真には写っていない。往時はこの場所に祭壇をしつらえて重要な儀式を行っていることから、平常はここに階段はなく、冊封の際に仮設の階段を設けたと想定される。

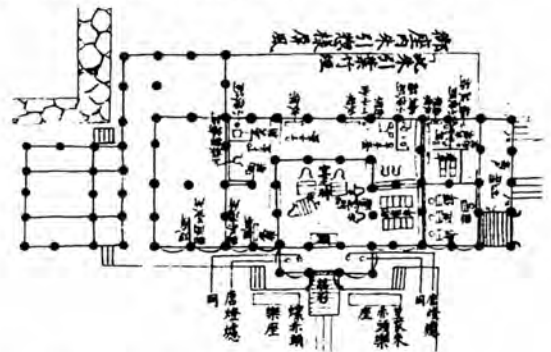


図-1 冊封御規式之図（部分）『冠船之時御座構之図』



写真-1 手前の小さな建物が付属建物。奥に正殿の屋根が見える。（明治中期～後期）

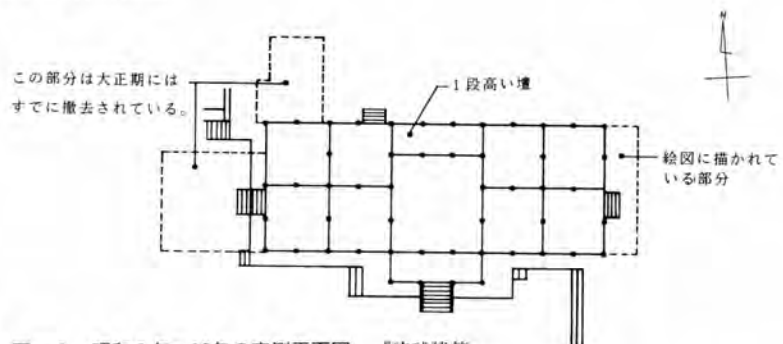


図-2 昭和9年～10年の実測平面図 『琉球建築』

3) 南 殿

(1) 構造・様式

『琉球建築』には、身舎は桁行9間、梁間8間、木造一重二階入母屋造、本瓦葺とある。方形に近い平面で、御庭側の前1間は、1階は吹放しになり、2階は縁側風となっている。外壁は縦板張目板打で窓の上部には霧除が付き、基壇の高さは約90cmで、柱は全て角柱面取りとなっている。往時の首里城の様子を詳しく記述している伊江朝雄著『風や真鱸に』によれば、1、2階の内壁は白の漆喰塗りで、全ての部屋は畳敷き、部屋に長押を廻し、天井は棹縁が格子状に組まれた格天井であり高くなく、すべてが和風の拵えであったとのことである。

写真より、入母屋の妻飾として木連格子、鱸のついた懸魚がある。また、番所と南殿をつなぐ付属建物は、一重二階で、段差のついた切妻屋根がついている。

南殿に塗装を施したという記録がなく、〈正殿前城元仲秋宴設営絵図〉にも白木造りの表現がなされている。

(2) 王府時代の様子

『冠船之時御座構之図』〈南風之御殿之図〉から次の点を読みとることができる。(図-1)

- ・御庭側(図の上部)に細長い廊下もしくは縁側が描かれていること(1階のこの部分は吹放し)、平家の番所が描かれていないこと、南殿での儀式は主に2階で行われていたことなどから、この平面略図は2階を表している可能性が高い。
- ・御床のある広間が一番格式の高い場所と考えられる。
- ・便益設備は南側左隅に設けている。衝立らしきもので囲うだけのスタイルは、北殿やその他の建物の場合と同様である。
- ・大広間北側に隣接している細長い部屋は、前室として使われていたと考えられる。このような部屋の配置は後述する番所にもある。

(3) 考 察

『冠船之時御座構之図』〈南風之御殿之図〉の平面略図と、『琉球建築』の実測平面図を比較すると次の点がわかる。ただし、『琉球建築』の実測平面図には間仕切壁などはほとんど描かれていない。(図-1、2)

- ・建物の輪郭にさほど相違は見られない。
- ・平面略図と実測平面図との内部柱の本数に違いが見られる。これは実測平面図が1階を表し(平家建ての番所が同時に描かれていること、基壇とそれに取付く階段が描かれていることなどから判断した)、平面略図が2階を表している想定されるため、柱の本数が必ずしも一致しなかったと考えられる。
- ・実測平面図では御庭側の1間分を長い廊下風に表現しているが、ここは吹放しなので、図面表示のまちがいと判断する。
- ・柱はそれぞれ角柱である。



写真-1 御庭より見た南殿。右は番所 昭和9~10年

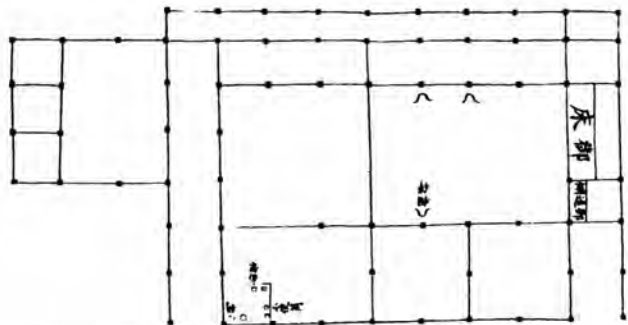


図-1 南風之御殿之図『冠船之時御座構之図』

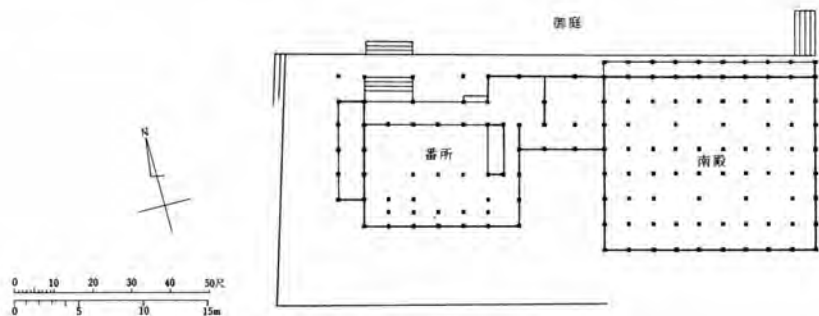


図-2 実測平面図『琉球建築』

4) 番所

(1) 構造・様式

『琉球建築』には、桁行7間、梁間6間、木造一重入母屋造、本瓦葺とある。番所は付属建物で南殿とつながっており、玄関部分が土廂(雨端)となっている。その独立柱には彫刻された石製の礎盤が設置されている。南殿と連続した石積基壇上に建ち、正面の石階段は、柱間(約3.8m)の幅で設置されている。

柱は全て角柱、外壁は縦板張目板打で妻側開口部の上部には霧除が付いている。

内部の様子については、田辺泰が「内部天井は低く各室畳敷で長押を廻らし、棹縁天井となり、小室を作り、内壁は赤砂壁の地の上に白漆喰を塗っている」と述べている。番所は内・外部の建築様式や全体の形態などから、日本色の濃い建物と言える。

(2) 王府時代の様子

『冠船之時御座構之図』〈冊封御規式之図〉から、次の事が読み取れる。(図-1)

- ・正面玄関には“掛彩”が掛けられている。
- ・中央の“御客”と書かれた部屋が接客空間にあたる。
- ・御庭側の縁側と平行にある細長い部屋(図の上部)には衣架が置かれ、客間の前室として機能していたと想定される。

〈正殿前城元設営絵図〉(資料編235ページ)には、部屋に椅子が並んでいる様子などが描かれており、冊封の際に番所が関わっていたことがわかる。

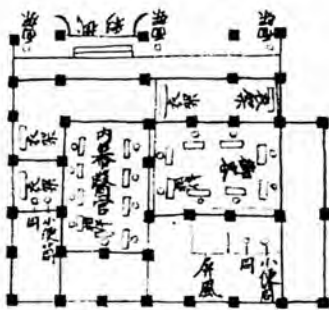


図-1 冊封御規式之図(部分)『冠船之時御座構之図』

(3) 考察

琉球処分(沖縄県設置)後、他の建物と同様荒廃にまかせてきた番所は、昭和の調査時には内部の間仕切壁はほとんど残っていない。『琉球建築』の実測平面図(前ページ 図-2)と、往時の番所の平面略図と比較すると下記の通りである。

- ・外部の桁行、梁間の間数はほぼ符合している。
- ・平面略図と実測平面図では内部柱の位置や数において違いが見られる。
- ・柱はそれぞれ角柱である。



写真-1 大正末期の番所



図-2 礎盤の拓本 台湾大学蔵

5) 奉神門

(1) 構造・様式

『冠船之時御座構之図』〈冊封御規式之図〉〈重陽宴之図〉に桁行20間、梁間4間の奉神門が描かれている。

門の様式は、1719年に琉球を訪れた冊封副使徐葆光が『中山伝信録』の中で「更ニ進メハ奉神門トス。左右三門、並ト峙ッテ西向ス」と述べている。また、『球陽』尚穆王3年(1754)の条に「改修するにあたり中国の制に倣い、一棟にて三門とし、左右は中央に比べて低くする」とある。

明治期の写真によると、中央の高い部分、両端の低い部分共入屋造で、北側の付属建物は切妻造となっている。この付属建物は1866年の『冠船之時御座構之図』には描かれていないことから、その後の増築であることがわかる。

配置図や古写真によると、下之御庭側の基壇には石高欄が取り付け、階段が3ヵ所設置されて、中央階段の親柱には文様が施されている。

写真-2に写っている人物や石高欄の発掘遺物などを基に比率を算出すると、基壇の高さは下之御庭側は約1.8m、御庭側は写真-3より約0.4m程度である。

〈正殿前城元仲秋宴設宮絵図〉や写真-3に磚の一部が確認できることから、建物廻りには磚が敷かれていたことがわかる。

写真-1より、外壁は他の建物と同様縦板張目板打である。さらに、妻飾には北殿・南殿同様、木連格子と鯨のついた懸魚がある。

(2) 王府時代の様子

〈冊封御規式之図〉(図-1)と『図帳〔勢頭方〕』(210ページ 図-3)などから次の点が読み取れる。

- ・冊封の際には門に結彩、掛彩といわれる布製の飾りが掛けられていた。
- ・「唐玻豊向御規式」と「子之方江向御座式」の時は、掖御門と呼ばれる左右の門を使用した様子が描かれている。

ている。

- ・「上表渡之御座之図」(資料編237ページ)の時は、三つの門を使用した様子が描かれている。
- ・〈冊封御規式之図〉に描かれた柱は角柱である。



写真-1 広福門側より見る。右端の建物は奉神門で左に北殿がある。明治30年代



写真-2 下之御庭より御庭を見る。すでに奉神門はないが、石高欄の一部が残っている。大正末期



写真-3 北殿。左隅に奉神門の基壇が見える。明治30年代

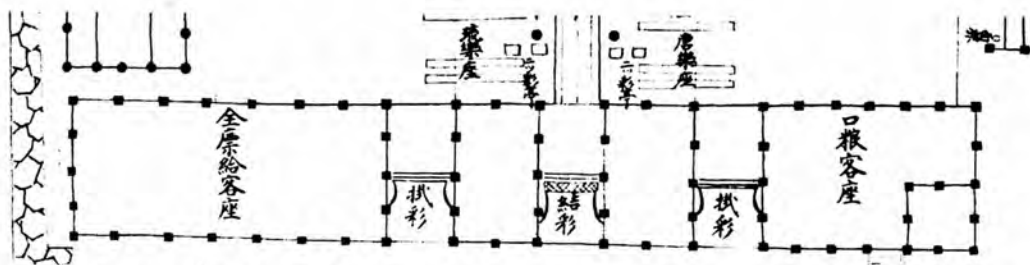


図-1 冊封御規式之図(部分) 『冠船之時御座構之図』

2. 御庭ゾーン基本計画

1) 計画の前提となる基本的考え方

首里城正殿を含む御庭ゾーンは琉球王朝の中核の場所であり、また、各建物に囲まれた御庭は公事や祭祀が行われた儀礼空間でもあった。

◎復元整備の意義

- ・首里城公園の中核的空間を回復する
- ・首里城に関する知識を深める
- ・豊かな県民性を醸成する
- ・新たな県民文化の創出を促進する

◎メインテーマ

本計画の主旨は首里城を中心に建物の構造、用途、歴史的変遷等とそこで展開された各種儀式や諸行事を紹介することに力点をおく必要がある。また、歴史的な建築物の復元整備という前提条件により、北殿、南殿・番所、奉神門の内部面積は一般的な博物館のように十分な展示スペースを有しているとは言えない。しかしながら、「御庭ゾーン」全体を展示場と考えれば、これらの建築物も全て展示物と考えることができる。

このため、本計画においては「建築の内容と背景」及び「王府の営み」の二面に絞り、メインテーマを次の通り設定するものとする。

『琉球王国の栄華』
—琉球王朝の建築と営み—

2) 計画を策定するにあたっての基本方針

- ・正殿は建物そのものを展示物として位置づけ、内部には御差床廻りの装飾類など往時あった物をその場所で展示する。
- ・北殿、南殿・番所、奉神門の建物は外観をできるだけ正確に復元し、往時の御庭の雰囲気を出し出すよう演出する。また、冊封使の接待所としての北殿、主に日本式の行催事が行われた南殿、取次ぎ所としての番所、さらに王府の御用物を収納していた奉神門など、各々の建物は往時の用途を参考としながら、現代の建物機能に対応し得るよう計画する。
- ・北殿、南殿・番所ではメインテーマにそって展示物を検討し、首里城に関する情報を提供するとともに、悠久の歴史が感じ取れるような展示を行う。
- ・展示計画の検討にあたっては、他の施設との機能分

担や建物のスペースの制約、県民の文化的活動及びイベントなどの開催を考慮して展示計画を策定する。

- ・御庭ゾーンの各建物の設備等は身障者が安全に利用できるよう配慮し、防災、救急医療、休憩、便益、関係資料・書籍売店などの機能にも十分配慮して計画する。
- ・利用動線や展示計画などは将来を見越しながらも、平成4年度の供用開始を当面の目標として、利用形態に配慮して計画する。
- ・心豊かな県民性を培い、県民が共同、協力しあって創造的な文化活動に活用されるような場として、イベントなどにも活用できるよう配慮して計画する。

3) 御庭と各建物の機能

正殿を含む御庭ゾーンの各建物は既存計画に基づいて往時の位置に往時あったように復元整備するものとし、御庭と各建物の機能は以下の通りとする。

- ①正殿は建物そのものを御庭ゾーンにおけるメインの展示物として位置づけ、内部の調度品、御差床などを含めて往時の儀式や国王の執務などが伺われるような展示を行う。
- ②北殿は御庭ゾーンの建物を理解するために必要なパネル、写真、図表等を主として展示する場とし、同時に関係書籍、パンフレット、記念品等を扱う売店をおき、通常時は利用者が休憩しながら展示物を観賞できるような場とする。
- ③南殿・番所は主として建物の用途と王府の執務や国王及び王家の生活、儀式等の「日常的な営み」を紹介する実物または精巧なレプリカなどを展示する場とする。したがって、設備は高度な展示保存空間及び特別収蔵設備などを完備する必要がある。
また、往時は番所で取次ぎをしたという歴史的背景に鑑み、入口は番所に設けるものとする。
- ④奉神門は御庭のメインゲートとして入場者数の調整・管理を行う場とし、また、各建物の管理と防災、救護等の機能を有する場とする。さらに、用具、機材などの収納機能もここに備えるものとする。
- ⑤各建物に囲まれた御庭は訪れた人々が正殿を鑑賞し、往時の独特な雰囲気を味わえるような場とする。また、仲秋の宴の再現など各種文化的イベントにも利用される場とする。

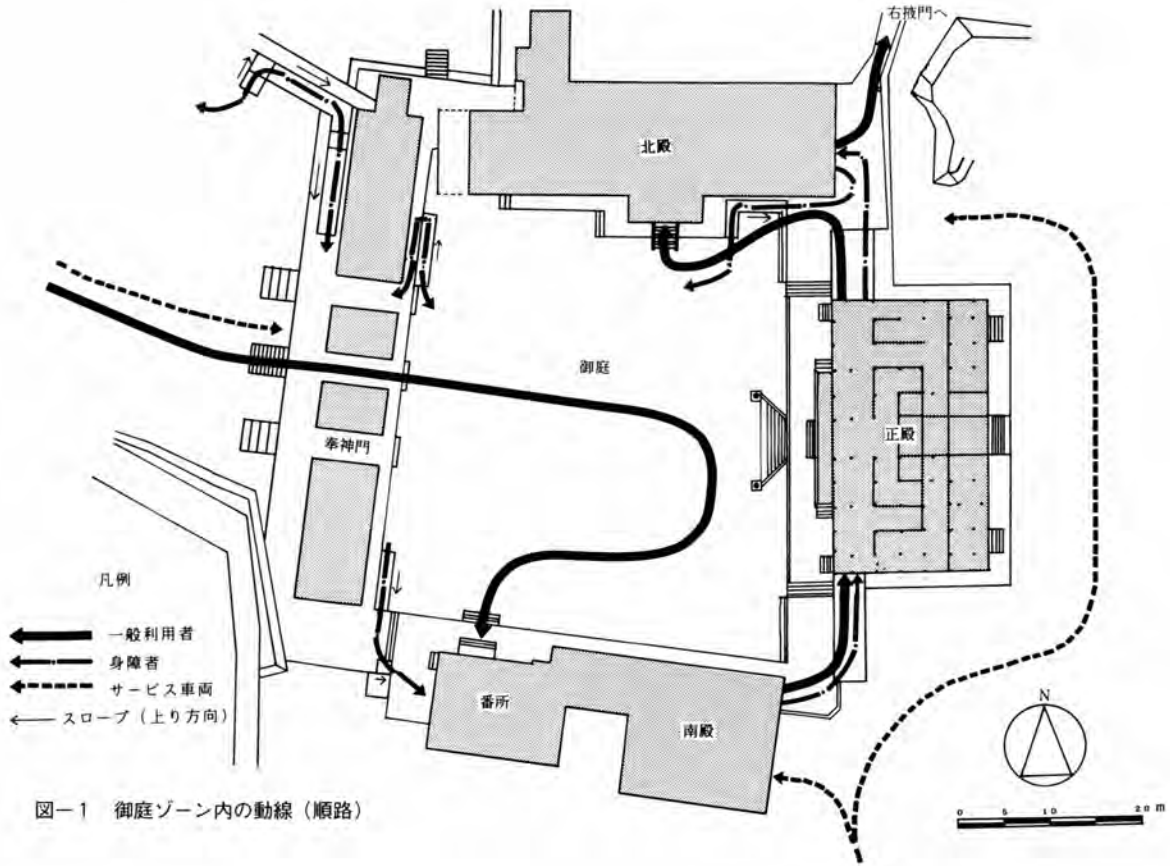
4) 御庭ゾーン内の動線（順路）計画

正殿を含む御庭ゾーンは、臨場感をもって人々の目に映るものと期待されるため、御庭ゾーンの動線はその臨場感を損なわないように配慮することが必要である。

そこで、まず奉神門から正殿前へ進み、次に右へ

折れて番所に入場し、番所内を通過して南殿内部2階、1階をまわり、次に正殿内を通過して北殿へ至り、右掖門より退場するものとする。

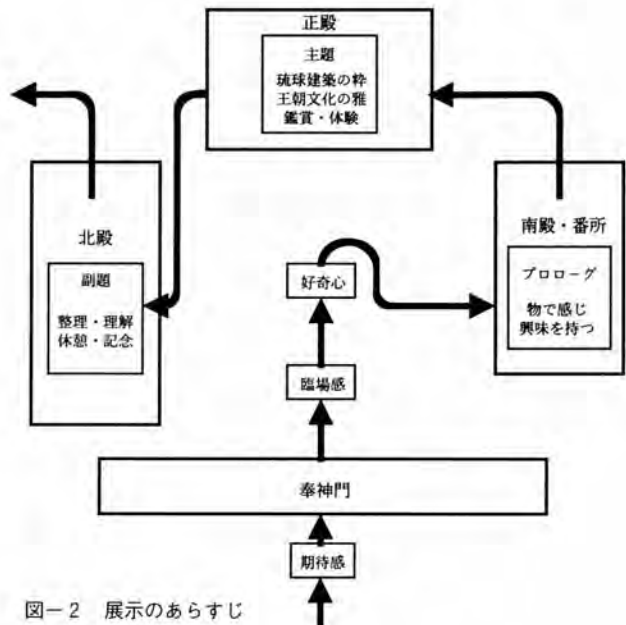
また、身障者の利用にも十分配慮し、全ての建物の鑑賞を可能とするため動線上の各階段にはスロープまたは昇降リフトを設置する。



5) 展示基本シナリオ

御庭ゾーンの展示は、御庭へ入場したときに、独特の雰囲気が目の前に広がることから始まり、南殿・番所では、プロローグとして琉球王朝の歴史と文化に「興味」をいだかせる。

次に、正殿に入り、往時のままに再現された琉球建築を鑑賞し、体験したのち、見たり、感じたり、疑問に思ったことなどを北殿で改めて整理し、理解を深めるような展示を行う。



3. 建築基本設計

1) 設計の基本方針

- ①北殿、南殿・番所、奉神門は、『琉球建築』の実測平面図や写真資料等から読み取れる規模を基本とする。
- ②建物位置は発掘調査、「旧首里城図」（資料編231ページ）及び『琉球建築』の配置図（資料編232ページ）を基本として旧位置を踏襲し、各建物の地盤高は、正殿の遺構保護を目的とした約68cmのかさ上げに準拠する。
- ③正殿と一体となった往時の御庭の空間の雰囲気を再現するために、建物の外観は写真資料等に基づいた旧形態の踏襲を基本とする。
- ④各建物の内部は展示を主目的としており、それに付随する収蔵・管理・便益・防災などを含め、それぞれの用途に適した設計とする。

2) 建築基本設計

①主要構造

各建物の構造は、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造などが考えられるが、主要用途は展示場であり、正殿を含む貴重な資料類を保護するためにも耐久性、耐火性に優れた鉄筋コンクリート造が適当と考えられる。また、室内空間が広く取れ、しかも開口部が大きく取れるラーメン構造とし、基礎形式は遺構の保護を目的として布基礎形式とする。

②外部仕上

各建物の内部は展示を主目的とした空間であるとともに、外部は臨場感ある展示物として機能する。このため、正殿との調和、経年変化によるバランス等を優先的に考慮し、外部は木造による仕上げを基本とする。

また、屋根については正殿に準拠した本瓦葺とする。

③内部仕上

各建物の内部は展示・収蔵・管理・便益・防災など、それぞれの用途に適した仕上材とし、特に旧来の材料にとらわれないものとする。

④身障者通路

各建物は車椅子による見学が可能な機能を備えるものとする。

3) 建物の各部詳細

(1)基壇・礎石・礎

- ・御庭を取り囲む各建物には、基壇が備わっている。古写真や発掘の成果から、琉球石灰岩を布積で積上げていくことがわかる。今回の復元整備では、石積は古写真などを参考に往時の雰囲気再現する。
- ・礎石は、見え掛りは往時の形状・材質（細粒砂岩）を基本とする。
- ・番所の独立柱の彫刻が施された礎盤は、古写真、拓本を参考に旧形態を踏襲する。
- ・各建物の基壇廻りには、往時に合わせて礎を四半敷に敷きつめる。



写真-1 番所の礎盤

(2)奉神門石高欄

奉神門の石高欄は正殿の石高欄と同様、宮殿としての荘厳さ、華やかさを醸し出していた。幸い、その一部が戦前の写真に記録されていることや、親柱、笠石などの遺物が一部現存していることから、これらの資料を基に往時の形状・材質（細粒砂岩）を踏襲する。



写真-2 奉神門の石高欄

1) 構造物を構成している部材の接合部が「剛」に固定してある構造。ラーメン（ドイツ語）とは骨組みの意味。

(3)外壁廻り

- ・各建物の外壁・霧除は、縦板張目板打となっている。見え掛りはこれらの様式・材質を踏襲し、見え隠れは現代の材料・工法で施工する。

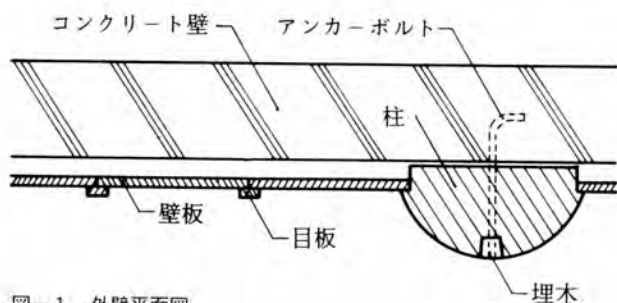


図-1 外壁平面図

(4)建具

- ・外部は木製建具（雨戸、障子）を使用し、室内側には、アルミサッシュを設ける。（図-2）
- ・外部建具は往時の雰囲気を損なわないように工夫するとともに、アルミサッシュとの間に防水シーリングを施すなど、雨仕舞には考慮する。
- ・北殿、南殿・番所の建具は古写真などで確認できる形状を基に決定する。
- ・奉神門の建具については、「首里城図」や「正殿前城元設営絵図」などの絵図を基に決定する。



写真-1 北殿（大正末期）

(5)軒先廻り

- ・各建物共、軒先は1段の垂木で構成する一軒で、垂木は疎垂木となっている。軒先の形状は建物の雰囲気^{まぼら}を決定する重要な要素の一つであることから、外壁同様、往時の建築手法・材質を採用する。
- ・軒の出や各部の寸法については、戦前の写真、事例などから比率を算出して決定する。

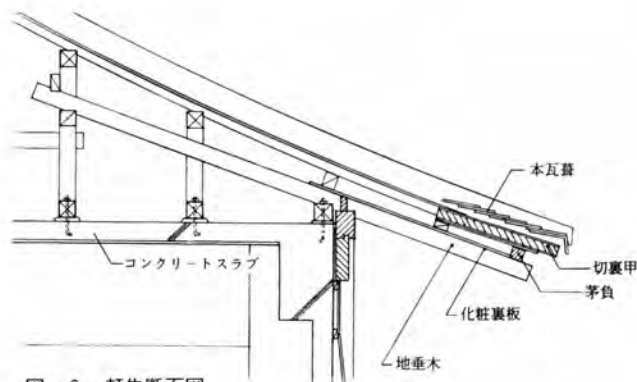


図-3 軒先断面図

(6)屋根

各建物の屋根が重なり合う情景は、首里城の往時の景観を特徴づける要素の一つである。屋根の形状・勾配・構成などは戦前の写真や事例などを参考に決定する。

- ・古写真より、各建物の身舎の屋根は入母屋造・本瓦葺である。身舎に取付く付属建物については、入母屋造や切妻造となっている。
- ・南殿の屋根勾配は、入母屋部分をほぼ正面から写した写真を計測した数値の5寸5分を採用する。北殿、奉神門、番所の屋根勾配は計測が可能な写真がないことから、本瓦葺の事例で一般的な5寸勾配を採用する。
- ・コンクリートスラブの上に木造小屋組を構成する。
- ・瓦の製作仕様・工法などは正殿に準じる。

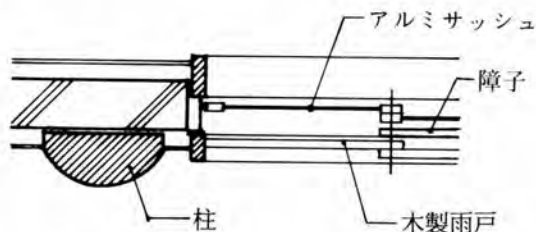


図-2 窓廻り平面図

4. 設備基本設計

1) 設備設計基本方針

- ①展示施設の管理運営や各種イベントの開催、通信、防災等を円滑に推進するため、御庭における必要最大の電気容量を考慮し、負荷に応じた適切な電気の系統設計を行う。
- ②御庭ゾーンにおける管理運営、防災、救急医療等のための迅速な通信と、一般利用者の外部との通話手段を確保するために必要な通信設備を整備する。
- ③火災、落雷、人災等から貴重な建築物や展示物を保護するために必要な各種防災設備を完備する。
- ④衛生設備を完備するとともに、雨水排水などに十分配慮して合理的な給排水設備を整備する。
- ⑤貴重な展示資料の寄贈や一時借用等も考えられるため、良好な環境での展示品の陳列、公開、収納、特別収蔵等それぞれの用途に応じた空気調和設備を備える。

2) 設備設計

(1)電気設備

正殿を含む御庭ゾーンの電源設備は関連法規にしたがって計画し、信頼性の高いことが必要である。

また、御庭ゾーンではイベントの開催などが考えられ、さらに夜間照明も必要である。このため、最大需要量を考慮しつつ防災負荷、保安上の負荷及び一般負荷などそれぞれの負荷に応じた設計を行う。

①受変電設備

(a)受電方式系統の決定

受電方式は、国営公園区域と県営公園区域共に同一の受電契約とする。

沖縄電力の系統に最も近い、県営公園区域の首里城公園レストセンターの地下に主変電設備を設け、御庭ゾーンの奉神門に副変電設備を設置する。

(b)受変電設備容量の算定

正殿を含む御庭ゾーンの各建物全体の負荷容量は、類似する施設の単位面積当りの負荷データを用いて算出する。

②非常用電源設備

非常用発電機設備は消防法及び建築基準法により、防災機器への非常用電源として設置義務がある。また、停電時の管理運営や安全維持に必要な最小限の照明、コンセント、動力等の保安電源として設置する。

発電機は安全性、信頼性、振動、騒音、コスト等を比較検討した結果、屋内キュービクル型ディーゼル発電機を設置する。

③電灯設備

(a) 照度

快適で疲れが少なく、しかも展示品の保存を考えた鑑賞条件を作るためには、適切な照度を設定する必要がある。必要以上に照度を上げるとグレアの原因になるばかりか、放射熱によって展示物を損傷する恐れもあるため、南殿・番所、北殿の照度はJIS照度基準、世界各国の照度基準を参考に決定する。

(b) 光源の選定

展示照明の光源の選定にあたっては、各種ランプ特性のなかでも演色評価数、色温度、損傷係数、放射照度について十分な検討を行う。

(2)通信設備

通信設備の利用対象を明確にするとともに、利用者の配置及び動線に配慮して適切なシステム配置を計画する。

①電話配管設備

交換機の容量、交換機のシステムあるいは局線容量などを想定した配管計画を行う。

②インターホン設備

インターホン設備は局線通話の必要のない奉神門2階の防災センターと各機械室に設置する。防災センターには相互式インターホン親機、各機械室には副親機を設置する。

(3)防災設備

防災設備は関連法規に基づいて計画するとともに、人命保護は勿論のこと、御庭ゾーンの各建物の保護と南殿・番所、北殿に展示される展示資料などの保護を前提として計画する。

①火災報知設備

火災報知設備は奉神門2階の防災センターに設置する。受信機には、火災報知、屋内消火栓、屋外消火栓、放水銃、ドレンチャーポンプ、ハロゲンガス消火設備等の消火設備も併せて設置する。

②非常通報設備

非常通報設備として消防機関への通報設備を設置す

る。有人の場合は火災報知設備の発報で管理者が火災を確認した後に非常通報装置起動押釦を押す。無人の場合は、火災報知設備が発報すると自動的に非常通報設備が起動する。通報するコメントは予めカセットテープに録音した音声を自動再生する。

③非常放送設備

防災センターに非常業務兼用アンプを設置し、BGM演奏装置を通じて放送が可能なシステムとする。

④誘導灯

誘導灯は電池内蔵型とし、誘導灯信号装置による3線式配線とする。

⑤防犯設備

本施設ではCCTVシステムのコントロールセンターで、TVカメラと各種センサーのシステム化を図る必要がある。

TVカメラはビデオアラームシステムを使用し、屋外での侵入防止には誤報の少ないパッシブ型赤外線センサーを併用する。

⑥中央監視設備

中央監視設備は、受変電設備、非常用電源設備、衛生設備、空調設備、共用部分の照明、屋内消火栓ポンプ等の状態監視及び制御を行うものである。必要箇所によりリモートステーションを設け、その間を符号伝送方式で中央監視盤と接続して御庭ゾーン全体の設備を監視、個別制御、グループ制御、スケジュール制御などを行うものとする。

⑦消火設備

- (a) 消火器設備は歩行距離20m以内に能力単位数以上を各建物に設置する。
- (b) 屋内消火栓設備は25m以内に包含できるよう各建物に設置する。
- (c) 屋外消火栓設備は40m以内に包含できるよう各建物廻りに設置し、首里城公園全体の消火設備としてとらえる。
- (d) 展示室、収蔵庫などの重要な資料の展示・保管を行う室については、水や消火剤は資料に損傷を与える恐れがあるため、特に重要な資料を展示する南殿の展示室及び特別収蔵庫にはハロゲン化物消火設備を設置し、消火後の資料の汚損等を防ぐ。

(4)給排水衛生設備

①給水設備

受水槽・ポンプ室を設け、これより御庭ゾーン各建

物の必要箇所へ加圧方式にて給水を行う。

②排水設備

御庭ゾーン各建物の便所下部や配管ルート部分については、万一漏水が生じても容易に点検及び補修を行うことができる配管ピットを設置する。

配管方式は、便所内は汚水・雑排水分流式とし、配管ピット以降は合流式とする。

③給湯設備

御庭ゾーン各建物の内、給湯が必要な箇所は奉神門湯沸室と北殿売店である。給湯熱源は電気、ガスの2通りが考えられるが、防災上有効な電気式を採用する。

(5)空気調和設備

①資料（文化財等）を対象とした空調計画

南殿では価値の高い資料の展示及び収蔵を計画している。さらに、将来他の施設などから資料を借用し展示・保存する場合も考えられる。空調設備計画はそれらの貴重な資料を最良な状態で維持・保存できるように温湿度条件を設定、制御できるようなシステムとする。

②人間を対象とした空調計画

北殿、番所、奉神門では特に重要な資料の展示はなく、人間を対象とした一般の健康空調を採用する。

③室内、室外温湿度条件の設定

人間を対象とした空調室及び室外の温湿度条件については、建設大臣官房官庁営繕部監修の『建築設備設計要領』の那覇地区条件で設定する。

資料を対象とした空調室については、類例調査の平均値で室内条件を想定する。ただし、空気調和機については特別収蔵庫、展示ケースは温湿度を可変できる様な機種を選定する。なお、南殿展示室の空調は展示ケース内の結露防止のため、冬場の暖房も行う事とする。

(6)換気設備

御庭ゾーンの各建物、各室の換気については建築基準法に準拠して行うが、不特定多数の人が出入りする本施設の場合は十分な換気をとる必要があり、機械換気を行って適正な室内環境を図ることとする。